

IV 関東森林管理局仕様書

1 総則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 松くい虫防除事業（特別防除）

- (1) 作業の内容
薬剤の散布準備、混合、積み込み、散布の実施、確認、及び後片付け等の一貫作業とする。
- (2) 資格要件
事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。
 - ① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者
 - ② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー
 - ③ 緑の安全管理士
 - ④ 技術士（農業部門・植物保護又は森林部門・林業）
 - ⑤ 樹木医又は松保護士（松保護士は松くい虫防除事業のみ摘要）
 - ⑥ ア～オに準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者
- (3) 散布及び運航計画
 - ① 散布日程は、地元の気象観測データとマツノマダラカミキリの発生予測に基づき隣接民有林等と連携して行うこととしているため、作業計画や航空機運航計画（以下「事業計画」という。）はそれらの日程に基づいて計画し、監督職員に提出して承諾を得ることとする。
 - ② 実施に当たっては、予め関係機関、関係団体と連携を図る一方、地域の住民に対しても関係機関と連携して、危害の防止等必要な事項の周知、徹底を図ることとする。
 - ③ 雨天、濃霧、強風等の悪天候の場合は、順延の可否等について監督職員とパイロットや運行責任者等を交えて協議し決定することとする。
- (4) 作業ヘリポートに関する事項
 - ① 現地におけるヘリポートは、ヘリコプターの離着陸及び薬剤の混合、積み込み等の作業に支障を来すことのないような広さと環境が確保されるよう、整地、転圧、除草等を確実に実施すること。また周辺に障害物がない箇所を選定するものとする。
 - ② 離着陸に伴い、砂ぼこりやゴミなどが作業人や機材に悪影響を及ぼさないよう、散水等の維持管理を怠らないこと。
- (5) 落下分散調査
 - ① 散布区域内の地上に予め調査紙を貼り付けた板を水平になるように設置し、その斑点の付き方によって薬剤の落下分散状況を判定することとする。

- ② 調査紙の設置箇所は、50 haに1箇所程度を目安として区域の大きさや区域の形、地形等を勘案して決定するものとするが、設置に当たっては区域外縁部、中心部、尾根、中腹、沢等条件の異なる箇所に接近しないように配置するものとする。

(6) 従事者

当該作業に従事する操縦士、整備士等は、(社)農林水産航空協会から技術確認を受け「技術認定証」が交付された者によることとし、監督職員の求めに応じて「技術認定証」を提示するものとする。

(7) 区域等の表示及びその確認

- ① 散布区域及び障害物等は、森林管理署等によって、周囲には白色、架線等の障害物等には赤色の旗が設置してある。
- ② 操縦士は、散布前に、契約図書に基づいて地上から散布区域等を踏査し、障害物、危険物、散布に当たっての注意箇所、農産物生産圃場等を十分把握しておくこととする。
- ③ 操縦士は、散布当日、散布飛行に先立って前日までに地上から踏査した結果及び散布区域や危険物等を上空から確認し、確実かつ安全な散布に努めることとする。なお、確認飛行は必要に応じて散布区域の内容に詳しい者を同乗して説明させることとする。

(8) 気象条件と判断の目安

- ① 地上1.5mの位置における風速が3 m/秒を超えるときは散布を行わないこと。また、この範囲内であっても薬剤が区域外に飛散するおそれのある場合には、飛行高度を下げる等により飛散防止に努めること。
- ② 上昇気流が強い場合には、薬剤の空中への蒸散、散布区域外への飛散、飛行上の危険等が予想されるので散布は行わないこと。
- ③ 降雨時、降雨直後及び散布後間もなく降雨が予想される場合並びに霧の発生時には散布しないこと。

(9) 散布装置

- ① 請負者は、航空機に薬剤散布装置を装備することとする。
- ② 作業に用いる機体及び薬剤散布装置は、(社)農林水産航空協会が認定した型式及び定期検査に合格したものとし、作業に当たっては検査合格証を明示するものとする。

(10) 散布薬剤等

- ① 散布する薬剤の種類、規格、数量、希釈倍率等は別紙特記仕様書のとおりとする。
- ② 薬剤を河川等に流出させないようにすること。
- ③ 機材等の洗浄に当たっては、洗浄した水が河川等に流出しない場所で行うものとする。
- ④ 薬剤の空容器等は確実に回収すること。

(11) その他資材

薬剤の混合及び各種安全管理等資材の内容及び設置箇所等は、別紙特記仕様書のとおりとする。

(12) 散布作業

- ① 散布は、平行(又は井桁)散布を原則とし、むらまきとならないよう、全面に均等に散布することとする。
- ② 複雑地形や人家、公共施設、農産物生産圃場等に接近した箇所の散布及びスポット散布を必要とする箇所については、監督職員の指示に基づきガンノズルによる散布とすること。

(13) 飛行記録

飛行回数毎の時間、積み込み量、散布量等の記録は、請負者において行い、取りまとめの上監

督職員に提出するものとする。

(14) 安全衛生

- ① 農林水産航空事業技術指針の森林病虫獣害防除に関する留意事項を遵守するほか、関係法令に従って、万全の対策を講じること。
- ② 危険を回避するため、関係者以外の区域内への立ち入りを禁止することとし、看板を設置するとともに出入り口には監視員を配置するなどの措置を講ずること。